

【実施計画】

番 号	1-2-2
-----	-------

改革の視点	1 権 限	基本的な方向	2 地域主権時代に対応できる行政システムの構築		
実施計画項目	2 電子文書管理・電子決裁システムの検討		改善の視点	ルール(規範・条例・運営基準を見直す)	
内 容	情報機器及び情報ネットワーク化の拡大に伴い、文書管理の電子システム化が進展しており、現在の紙ベースを主体とする一連の文書管理について、電子文書管理・電子決裁システムの導入により発揮される効果について検討し、本市にとって効果的な文書管理システムの方向性を見出し、文書管理の効率化を図る。		主 体 課	総務課	
			主 体 課	情報政策課	
達成目標			評価の手法		
【電子文書管理・電子決裁システムの方向性確立】 紙ベースで行われている決裁を電子化するシステム及び文書管理の電子化について、導入効果・導入課題・費用対効果などを総合的に検討し、本市における効果的な文書管理の方向性としてまとめ、報告を行う。			【電子文書管理・電子決裁システムの方向性の報告】 検討状況及び検討結果について、事務改善検討委員会へ報告を行う。		
年 度	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)
実施スケジュール					
評価の時期			○		○
目標の内容	情報収集及びシステム導入に係る効果・課題の検討の実施	情報収集及びシステム導入に係る効果・課題の検討の実施	検討結果の報告	引き続き関係情報の収集に努める。	引き続き関係情報の収集に努める。
平成22年度までの主な推進状況	財務会計等システム専門部会を設置し、内部情報系事務(財務会計、文書管理、決裁事務、人事管理、行政評価、予算要望、備品管理)を進める上で、システムの問題点、作業量等について検討を行った。また、電子決裁システム及び文書管理システムを導入している自治体について、内部情報系システムの導入状況についてのアンケート調査と分析を実施した。				

【取組結果】

年 度	担当課所	取組内容、見直し効果等の説明	進捗率(金額等)
平成23年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	「新居浜市文書規程」を平成23年4月1日付けで改正し、電子媒体等による文書保存について規定した。	
	担当課所	財務会計システムに関しては平成25年度をめどに導入を進めていく方針とし、それに伴って、システムの共通基盤として電子決裁、文書管理システムを検討していく予定である。	
平成24年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	「電子文書管理・電子決裁システム」の現状における課題と効果を情報政策課と検討し、行政事務改善検討委員会へ報告書を提出した。検討結果として、総合的な「電子文書管理・電子決裁システム」の導入は、現状では課題の方が多く、効果が少ないため、実際に効果が発揮できる事務処理に対して、現行の各種システムの機能を活用した電子決裁の活用を行っていく。	
	担当課所	「電子文書管理・電子決裁システム」の現状における課題と効果を総務課と検討し、行政事務改善検討委員会へ報告書を提出。検討結果として、総合的な「電子文書管理・電子決裁システム」の導入は、現状では課題の方が多く、効果が少ないため、実際に効果が発揮できる事務処理に対して、現行の各種システムの機能を活用した電子決裁の活用を行っていく。	報告書の提出により検討完了。 電子決裁の効果的な事務処理として、公用車や会議室予約、システムユーザー登録などの内部事務を電子決裁化した。
平成25年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	永久文書の電子化について、平成27年度からの実施を検討している。今年度は、複数の業者から情報収集を行いながら、実施に向けて研究を進めた。	
	担当課所	「電子文書管理」の現状、課題、効果について、総務課と合同で他市への導入実績のある事業者から説明を受けた。今後、先進地研修を行うなど検討していくこととしている。	平成25年度の報告書提出により完了したが、今後も検討を重ねることは必要である。

		平成 26 年度から稼働する新財務会計システムに「電子決裁システム」が標準搭載されていることから、今後導入に向け、協議調整を進めていく予定である。	
平成26年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	永久文書の電子化及び電子文書管理について、現況調査を行い、その結果を基に予算獲得を図るが、予想外に高額であったため断念した。	
	担当課所	電子文書管理の現状、課題、効果について、高松市で研修を行なった。高松市は、文書管理システムをまず導入し、運用していく中で、財務会計システムを統合し、現在のシステムを構築されたとのことだった。 新居浜市が現在イメージしている財務会計からの電子決裁システムの導入とは、スタートラインが違うため一概に結論を導くことはできないが、本来のベースとなる文書管理システムを導入しないと電子決裁システムそのものの導入はかなり難しいものがあると感じた。 また、平成 26 年度から導入した新財務会計システム (Venas) が標準搭載している「電子決裁システム」の説明を受けたが、文書管理システムを先行導入する必要があることから、今後も調査研究を進めていく予定である。	平成 25 年度の報告書提出により完了したが、今後も検討を重ねることは必要である
平成27年度 進捗状況	主体課 (とりまとめ課)	昨年度予想外に高額であったため断念したが、引き続き情報収集を行った。	
	担当課所	先進事例の結果を整理し、電子決裁を進める方向性を確認した。電子決裁を推進するには、一般的な起案文書などの電子決裁を先行して進め、庁内で電子決裁が定着した後に、難易度の高い、財務会計の電子決裁を行う流れとなる。今後は、文書管理システム導入を優先して検討を行う。	